

(4) 引受計画の設定と実施方策

農業共済保険事業の規模に計画した目標を達成するため次の重点事項を推進する。

ア 農作物共済

- (ア) 本県の平成30年産水稻の「生産の日安」等は生産量で前年産と同じ108,704t、面積で前年産と同じ22,553haが県再生協議会から示された。計画面積は、前年産作付面積に組合等ごとの統計作付面積変動率(過去3年平均)を乗じて予想作付面積を算出し、前年産の組合等ごとの引受率を乗じて設定する。経営所得安定対策の交付対象者は、水稻共済加入者が基本となることから平成30年産についても当然加入面積耕作者の引受洩れの再確認、任意加入面積耕作者の把握及び引受推進に努めるよう指導する。また、前年産に引き続き、飼料用米として作付した場合は適正に引受を行い、水田面積など耕作情報が地域農業再生協議会と照合等で整合性が確保されているが、さらに情報の一体化に向けた取組みを行うよう指導する。
- (イ) 陸稲は、計画面積は組合申告面積とする。見回り調査により引受対象耕地を把握し、不適格耕地等に留意し適正引受を行うよう指導する。
- (ウ) 麦は、組合調査面積等を参考にした平成31年産予想作付面積を基本に計画面積を設定する。九州農政局等と連絡を密にして適正な引受を行うよう指導する。また、農作物共済損害評価要綱等の改正による共済金算出方法の見直しについて、組合等職員に対し担当者講習会等を開催し内容を十分に説明し、共済金額の選択等に加入者の意向が反映されるように指導する。
- (エ) 事業規程等で定められた加入申込関係書類(引受通知書等)の提出期限及び共済掛金(保険料)払込期限の厳守など、適正な事業運営を行うよう指導する。
- (オ) 制度改正における農作物共済の当然加入制の廃止に当たっては、農家の動向等を踏まえ、任意加入制に備える。

イ 家畜共済

- (ア) 有資格頭数の適切な把握に努め、組合等と協議の上で適切な引受目標を設定してその達成に努める。
- (イ) 引受推進にあたっては、関係機関団体等と連携して有資格農業者に関する情報の収集とリストの作成に努め、役職員等が制度説明資料(パンフレット等)を持参して戸別訪問を行い、制度の内容を周知し加入の意思を確認するよう指導する。
- (ウ) 肉豚共済の引受推進を図るために、鹿児島県養豚研究会に出席し、改めて制度の周知を図り、加入推進に努める。
- (エ) 制度改正については、組合等職員に対して説明会や課長会を開催して制度の正しい理解を促し、適切な事業の実施を徹底する。
- (オ) 組合等へ個体識別情報一括取得システムの利用拡大と積極的な活用を促し、引受と異動の確認業務の合理化を図る。

ウ 果樹共済

- (ア) 果樹は、前年産引受面積の105%を計画面積として設定する。引受推進にあたっては、関係機関団体等と連携して有資格農業者に関する情報の収集とリストの作成に努め、役職員等が制度説明資料を持参して戸別訪問を行い、制度の内容を周知し加入の意思を確認するよう指導する。
- (イ) 園地台帳等の整備補完を徹底するとともに、実態に即した標準収穫量等の設定や付保割合等農家選択の自由度を活用した引受推進に努めるよう指導する。
- (ウ) 事業規程等で定められた加入申込関係書類(引受通知書等)の提出期限及び共済掛金(保険料)払込期限の厳守など、適正な事業運営を行うよう指導する。

エ 畑作物共済

- (ア) ばれいしょは、前年産引受面積を基本に計画面積を設定する。引受推進にあたっては、関係機関団体等と連携して有資格農業者に関する情報の収集とリストの作成に努め、役職員等が制度説明資料を持参して戸別訪問を行い、制度の内容を周知し加入の意思を確認するよう指導する。
- (イ) 大豆は、前年産引受面積を基本に計画面積を設定する。引受推進にあたっては、関係機関団体等と連携して有資格農業者に関する情報の収集とリストの作成に努め、役職員等が制度説明資料を持参して戸別訪問を行い、制度の内容を周知し加入の意思を確認するよう指導する。集団転作地（ブロックローテーション）の栽培大豆を中心に引受推進を行い、不適格耕地に留意するとともに、九州農政局等との連携を密にして、適正引受を行うよう指導する。また麦同様、畑作物共済損害評価要綱等の改正による共済金算出方法の見直しについて、組合等職員に対し担当者講習会等を開催し内容を十分に説明し、共済金額の選択等に加入者の意向が反映されるように指導する。
- (ウ) さとうきびは、島ごとの引受率に大きな格差があるため、各島の引受率に応じた加算率を乗じて計画面積を設定する。引受推進にあたっては、関係機関団体等と連携して有資格農業者に関する情報の収集とリストの作成に努め、役職員等が制度説明資料を持参して戸別訪問を行い、制度の内容を周知し加入の意思を確認するよう指導する。また、さとうきび共済加入推進助成金を活用して、関係機関団体等と連携強化を図りながら、引受拡大に努めるよう指導する。
- (エ) 事業規程等で定められた加入申込関係書類（引受通知書等）の提出期限及び共済掛金（保険料）払込期限の厳守など、適正な事業運営を行うよう指導する。

オ 園芸施設共済

- (ア) 引受推進にあたっては、関係機関団体等と連携して有資格農業者に関する情報の収集し、リストの作成と更新に努めるとともに、役職員等が制度説明資料を持参して戸別訪問を行い、改正制度の内容を周知し加入の意思を確認するよう指導する。

- (イ) 個人別の危険段階掛金率を導入するとともに、現地確認に基づく引受審査・引受評価を的確に行うなど、引受業務の一層の適正化を図る。
- (ウ) 関係機関団体との連携を深めるため、組合等ごとに引受協議会や制度説明会等の開催を促し、その開催経費の一部を助成するとともに、本会でも県段階での協議会を開催して支援要請を行う。特に補助事業で設置したハウスについては確実な加入推進に努め、県平均面積引受率の向上に繋げる。
- (エ) 施設園芸農家との接点強化に有効な土壌診断サービス及びその診断結果説明会等を開催した組合に経費の一部を助成し、加入農家の維持拡大に努める。

カ 建物共済

- (ア) 前年度引受相当額を基本に目標共済金額を設定する。加入者の補償を充実するため仕組み改定における内容の周知徹底と満額加入の提案を行うよう指導する。
- (イ) 引受及び損害評価処理などがスムーズに行われるよう担当者講習会及び担当者会議を開催する。
- (ウ) 加入者の補償充実を図るために臨時費用担保特約加入の推進と1棟当たりの共済金額の増額及び新規加入引受けを推進するよう指導し、これらの実績を加味した奨励金を交付する。
- (エ) 任意共済全国研修会へ積極的に参加して、関係者の事業推進に対する意識の高揚を図る。

キ 農機具損害共済

- (ア) 組合等の自主計画を基本に目標金額及び台数を設定する。
- (イ) 引受及び損害評価処理などがスムーズに行われるよう担当者講習会及び担当者会議を開催する。

- (ウ) 引受実績を加味した奨励措置については継続し、推進意欲の向上を後押しする。補償充実を図るための臨時費用担保特約の引受や新規加入者の引受に対する奨励金を交付する。
- (エ) 鹿児島県農業機械連絡協議会に引き続き加入し、農機具販売店等の協議会会員に対する農機具共済制度の一層のPR活動を行う。
- (オ) 加入者間の公平性を図るために導入した「無事故割引有事故割増料率制度」の周知を図り、事業の安定化と引受拡大に努めるよう指導する。

(5) 損害評価の適正化の方策

ア 農作物共済

- (ア) 作況調査等により各組合等管内の作柄及び被害状況を的確に把握する。また、早期水稲作柄検討会の検討結果により的確な情報提供を行い、組合員から適正な被害申告がなされるよう指導する
- (イ) 水稲については各組合等でも評価打合会を開催し、悉皆調査における損害評価員の評価技術の向上(統一)を図るよう指導する。
- (ウ) 抜取調査の効率化と精度の向上を図るため、被害実態に応じた適切な評価地区設定と所定の抜取調査筆数を確保するよう指導する。
- (エ) 共済事故以外の減収に対する分割評価を徹底するよう指導する。
- (オ) 試験研究機関や九州農政局など関係機関団体と連携を図りながら、損害評価の適正化に努める。

イ 家畜共済

- (ア) 廃用事故の連合会獣医職員による現地確認及びテレビ電話等による確認を増やすとともに、廃用認定基準の徹底を図る。
- (イ) 平成27年5月に新たに認められた特定包括肉豚・種豚に係る画像による事故確認方法の周知を図る。
- (ウ) 事故発生の傾向と、事故が多発する原因を調べ、それに対する対応を検討するとともに、損害評価の適正化に努める。
- (エ) 診療技術の進歩及び法令等の改正に則した病傷給付を行うために『家畜共済の病傷事故給付基準細則』を改定し、病傷審査を徹底するとともに、組合等及び指定獣医師に改定内容の周知を行う。また、組合等の行う現地確認調査について指導、協力する。
- (オ) 保険金請求の遅延や請求後の返納申請、差額請求が生じないように組合等に事務処理の適正化を指導する。

ウ 果樹共済

- (ア) 開花状況調査を実施し、当該年産の初期生育状況を把握するとともに、適正な基準収穫量の設定の参考とするよう指導する。
- (イ) 担当者講習会のほか、収穫期前に開催する損害評価打合会に併せて現地研修を実施し、現地調査方法を含めた適正な損害評価について指導する。
- (ウ) 作況調査等により管内の作柄及び被害状況等を的確に把握する。
- (エ) 試験研究機関など関係機関団体と連携を図りながら、損害評価の適正化に努める。

エ 畑作物共済

- (ア) 組合等職員を対象に大豆評価打合会を開催し、損害評価の適正化と評価技術の向上を図る。
- (イ) 製糖会社やJA等との連携を密にして、さとうきび共済加入者の出荷量、糖度等を的確に把握するよう指導する。
- (ウ) 共済事故以外の減収に対する分割評価を徹底するよう指導する。
- (エ) 試験研究機関や九州農政局など関係機関団体との連携を図りながら、損害評価の適正化に努める。

オ 園芸施設共済

- (ア) 加入者の事故発生通知と連合会への損害通知を速やかに行うよう指導し、より適正な被害状況の確認に努める。
- (イ) 損害評価要領に基づく評価を徹底し損害評価の適正化に努めるよう指導する。
- (ウ) 損害額のとりまとめを迅速に行い、共済金の早期支払いに努める。

カ 建物共済

- (ア) 事故発生時には、組合等と連携し速やかな合同評価を実施することで共済金の早期支払いに努める。また、保険金等の早期支払いのため、適期の事故報告と必要書類の提出について指導する。
- (イ) 組合等職員を対象に講習会を開催し、評価技術の向上を図る。
- (ウ) 他共済（保険）機関との連携を密にし、スムーズな保険金等の支払いに努める。

- (エ) 組合等職員が損害評価技術の向上のために、建物共済損害評価技術研修会に参加できるよう事業奨励措置による参加費の助成を行う。

キ 農機具損害共済

- (ア) 適正な評価を行うため農機具メーカー及び関係機関等との連携・協調を図る。
- (イ) 損害評価の精度が向上するよう組合等職員を対象に農機具損害共済技術講習会を開催し、農業機械に関する知識等の習得を図る。
- (ウ) 保険金等の早期支払いのため、適期の事故報告と必要書類の提出について指導する。
- (エ) 組合等職員が損害評価技術の向上のために、農機具専門講習会（実習）に参加できるよう事業奨励措置による参加費の助成を行う。

（６）損害防止事業の実施方策

ア 農作物・畑作物・果樹・園芸施設共済

- (ア) 関係機関団体等から病害虫発生予察情報など各種情報の提供を受け、組合等に伝達するとともに各種広報手段により農家に周知させるよう努める。
- (イ) 農業航空事業など各種植物防疫関係会議に参加する。
- (ウ) 土壌診断を実施し、その結果をもとに各地で「土づくり講習会」を開催する。

イ 家畜共済

- (ア) 特定損害防止事業が効果的に実施できるよう適切な指導を行う。

- (d) 家畜共済事故多発防止事業実施組合等に予算の範囲内で薬剤等費を交付するとともに、事故多発防止事業検討会を開催し事業実施組合等間での損害防止事業情報の交換を行い、損害防止事業が円滑に行われる様に支援する。
- (e) 組合等が損害防止事業の一環として計画実施する削蹄事業に協力した地区削蹄師会の育成強化と、牛削蹄事業の推進母体である鹿児島県牛削蹄師会の運営強化を図るため、牛削蹄事業推進助成金及び牛削蹄師会助成金を予算の範囲内で交付する。
- (f) 事故対策、飼養管理指導を目的として、事故多発農家や大規模畜産農家等を対象とした牛群検診（現地での調査、採血、診察等及び血液検査）を実施する。
- (g) 損害防止、病傷事故診療支援を目的として、家畜診療所獣医師、指定獣医師から依頼された臨床病理検査（血液一般検査、生化学検査、ビタミン定量検査等）を実施する。
- (h) 牛白血病の事故の増加に対応して、家畜診療所獣医師、指定獣医師から依頼されたBLV検査を実施し、牛白血病の拡大阻止に努める。
- (i) 自給飼料に起因する疾病防止のために、牧草地の土壌分析及び牧草の硝酸態窒素濃度の測定を実施する。
- (j) 組合等が実施する特定損害防止事業の効果的実施を目的に、牛群検診、血液検査等の支援を行う。
- (k) 関係機関との連携、畜産諸施策に対する協力を目的として、関係機関から委託された臨床病理検査（血液一般検査、生化学検査、ビタミン定量検査等）を実施する。
- (l) 家畜共済の適正な診療を支援するための臨床病理検査技術の習得及びその活用に努める。
- (m) 家畜診療所獣医師及び指定獣医師の技術研修のために、家畜共済獣医師研修会を開催する。

- (n) 農林水産省、九州各県の農業共済団体及び全国農業共済協会が開催する研修会、講習会への協力を行う。
- (o) 家畜診療所獣医師及び指定獣医師の研究、調査等への助言、協力を行う。

（7）家畜診療所、指定獣医師の指導及び関係機関との連携

- ア 家畜診療所の安定的な運営に資するため、基幹家畜診療所長（部長）会を開催する。
- イ 指定獣医師に対して制度等の説明を行い、病傷事故の適正な取扱いについて指導する。
- ウ 病傷事故処理の一元化を図り、事務処理の効率化に努める。
- エ 家畜伝染病等の発生とまん延を防止するために関係機関と連携を深め、防疫措置等への協力体制を整える。
- オ 大学等との連携を深め、獣医師募集、制度説明、臨床実習受入れ、技術交流等に努める。

（8）事業執行体制の整備

ア 事務執行体制の整備方法

- (7) 理事会は、年5回（5月、7月、11月、1月、3月）定例で開催し、事業計画の設定、事業の進行や成果、会計状況等を審議し、定款等法令を遵守した適正な業務執行に努める。
- (8) 監事会は、年3回（5月、11月、1月）定例で開催し、監査方針、監査計画、監査要領を決定し、理事の業務執行状況を監査する。また、内部監査規則に基づき、年2回の内部監査を実施し、監事監査と連携して、内部牽制の強化を図る。
- (9) 各種研修会に派遣する等人材育成を行うと共に職員の年齢構成の平準化や計画的な人事管理を行う。

(エ) 毎月1回、リスク管理定例会議を開催するとともに、職員全体会議を開催し、課題と情報の共有化を図り、職員間の意思統一を図る。

(オ) リスク管理規程に基づく各リスクの管理、セキュリティポリシーに基づく情報資産及び個人情報の保護、また、コンプライアンス基本方針に基づく健全な組織運営により、組合員等から信頼される倫理観を持った組織の確立に努める。

イ 職制及び職員の配置計画

(ア) 6課等体制のもとに、業務量を的確に把握し、効率的な職員の配置並びに定期的な異動により、適正な事業運営と事務処理の効率化を図る。

ウ 組織整備の推進

(ア) 1県1組合化については、組織決定された平成33年4月1日の実現に向けて、鹿児島県農業共済特定組合化協議会（仮称）において検討を進める。

(イ) 先進地視察等を行い、他県の取組状況等について研修する。

(9) 会員の指導及び会員の事業推進の実施方策

ア 各種講習会の実施方策

(ア) 役員

講習会の種類	対象	内容	日数	人員
NOSA I 役員等講習会	組合役員・ 監事	理事・監事の役割、農家情勢	2	100

(イ) 職員

講習会の種類	対象	内容	日数	人員
庶務・経理講習会	担当職員	庶務経理の実務	2	30

余裕金運用研修会(2回)	担当職員	余裕金運用方法	各1	各20
NOSA I 新人職員研修会	新人職員	共済事業の概要等	2	20
NOSA I 管理職研修会	組合職員	コミュニケーション技能の習得等（管理職向け）	2	16
NOSA I 中堅職員研修会	組合職員	コミュニケーション技能の習得等（中堅職員向け）	2	16
収入保険制度実務研修会	組合職員	収入保険制度に係る実務	2	30
農業簿記研修会	組合職員	農業簿記の記載方法	1	30
連合会職員コンプライアンス研修会	連合会職員	コンプライアンス態勢の強化に係る研修・指導	1	43
農作物・畑作物共済担当者講習会	担当職員	農作物・畑作物共済の実務	2	40
果樹共済担当者講習会	担当職員	果樹共済の実務	1	30
園芸施設共済担当者講習会	担当職員	園芸施設共済の実務	2	30
任意共済担当者講習会	担当職員	任意共済の実務	2	30
農機具損害共済技術講習会	担当職員	農機具損害共済の実務	1	20
家畜共済制度講習会	担当職員	家畜共済の実務	2	30
家畜共済担当者会及び研修会	担当職員	家畜共済の実務	2	45
家畜共済獣医師研修会	獣医職員	診療技術の研修・発表	2	55

イ 組合等の業務運営に対する指導及び企画調査

(ア) 農業経営収入保険事業について、関係機関と連携し、農業者の青色申告の普及と制度の周知に努めるとともに、各組合等の担当者に対し、円滑な事業実施のための実務研修会を開催する。

- (イ) 新たに始まる全国運動『「安心の未来」拡充運動』は、その趣旨である「全ての農業者にセーフティネットを提供するため、農業共済制度と収入保険制度の加入推進に取り組む」ことを指針とし、スローガンである「より広く、より深く、農家のもとへ」の実践に向け、推進体制の構築及び関係機関との連携強化、及び人材育成と役職員の資質向上に努める。
- (ロ) 農業共済制度の改正にあたり、円滑な移行の為、各事業担当部署と連携し、組合員への情報提供に努める。
- (ハ) 組合等が開催する役職員や、連絡員・評価員等の基礎組織を対象にした研修会等に支援し、組合等の組織体制の強化を図る。
- (ニ) 農林水産省や全国農業共済協会が行う各種研修に組合等及び本会の役職員が積極的に参加するよう支援するとともに、新人職員・中堅職員・管理職員の各段階の職員に対する教育研修を本会主催で実施し、NOSA Iを担う人材育成を進める。
- (ホ) 本会が発行する「NOSA Iかごしま」について、より充実した情報提供を図る。また、農業共済新聞鹿児島県版7,070部の発行を目標にして読者を獲得するよう組合等を指導するとともに、ラジオ媒体も利用して農業共済制度及び収入保険制度の普及・定着を図る。
- (ヘ) 農業共済ネットワーク化情報システムを適切に運用できるよう管理、指導を行う。特に、本年度導入予定の新システム（改正制度版）の導入に際し、管理指導を行う。また、新旧システムの併行運用に係る仕組みを構築する。
- (ヘ) 本会及び組合等の情報公開の核となるホームページを保守管理し、関係部署と連携して最新情報、有益情報を掲示するなど、有効活用を努める。
- (ケ) 情報システムの適正な運用に向け、情報セキュリティポリシーの周知に努め、非常時の対応等と適切なシステムリスクに係る管理を行う。
- (コ) コンプライアンス態勢の強化を目指して、各種会議及び講習会においてコンプライアンスに関する研修を実施するとともに、組合等のコンプライアンス指導者の養成に努め、役職員各自のコンプライアンス意識の高揚を図る。
- (ク) 共済掛金等の口座振替への移行を推進するよう組合等を指導する。

(10) 予算統制の方策

- ア 保険料・賦課金の期限内徴収と、資金の効率的運用を図りながら、保険金、交付金等の早期支払いに努める。
- イ 余裕金の運用にあたっては、余裕金運用管理委員会で運用の基本方針を審議し、理事会の承認を得て、方針に従い運用することとし、保険金の支払いに支障をきたすことなく、安全で確実な運用に努める。また、余裕金運用状況を余裕金運用管理委員会に定期的に報告する。
- ウ 経営健全化のため長期展望に立った事業運営に努めるとともに、毎月、予算差引簿により予算の執行状況を把握し、諸経費の適正執行とより一層の節減に努める。